

令和6年度野辺地町鳥獣被害対策実施隊育成事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、野辺地町鳥獣被害対策実施隊（野辺地町鳥獣被害対策実施隊設置規則（令和2年野辺地町規則第6号）第1条に規定する実施隊をいう。以下「実施隊」という。）の隊員を確保するため、有害鳥獣の捕獲活動等に必要なる狩猟免許及び銃所持許可（以下「狩猟免許等」という。）の取得に要する経費について、予算の範囲内において令和6年度野辺地町鳥獣被害対策実施隊育成事業助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し、野辺地町補助金等の交付に関する規則（昭和56年野辺地町規則第2号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付対象となる者は、町内に住所を有し、令和6年度において新たに次条に規定する狩猟免許を取得した者で、かつ、実施隊に加入する意思のあるものとする。

(助成対象となる狩猟免許の種類)

第3条 助成金の対象となる狩猟免許の種類は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第39条第3項に規定する狩猟免許のうち、次に掲げるものとする。

- (1) わな猟免許
- (2) 第一種銃猟免許
- (3) 第二種銃猟免許

(助成対象経費及び助成率)

第4条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）及び助成率は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和6年度野辺地町鳥獣被害対策実施隊育成事業助成金交付申請書（様式第1号）に次の各号の書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 野辺地町鳥獣被害対策実施隊加入同意書（第2号様式）
- (2) 取得免許・銃所持許可証の写し
- (3) 取得に要した経費の領収書
- (4) 助成金の振込先口座通帳の写し

（交付決定）

第6条 町長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、交付の可否を決定するとともに、令和6年度野辺地町鳥獣被害対策実施隊育成事業助成金交付決定通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

（助成金の返還）

第7条 申請者が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、町長は助成金の返還を命ずることができる。

- (1) 不正行為により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 実施隊に加入しなかったとき。
- (3) 5年以上狩猟免許を保持しなかったとき。ただし、更新できない理由について、町長が適当であると認めたときはこの限りではない。
- (4) この要綱に定める規定に違反したとき。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成事業に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表（第4条関係）

対象経費		助成率
免許取得時の費用	狩猟免許申請手数料	全額 (免許取得時の費用に限る)
	狩猟免許取得事前講習会受講料	全額
	狩猟者登録手数料	全額
猟銃所持許可取得費用	射撃教習資格認定申請手数料	全額
	火薬類譲受許可申請手数料	全額
	射撃講習受講料	全額 (上限20,000円)
	猟銃等取扱講習受講料	全額
	猟銃所持許可申請手数料	全額
	その他町長が適当と認める経費	

野辺地町長 宛

住 所
氏 名

令和6年度野辺地町鳥獣被害対策実施隊育成事業助成金交付申請書

令和6年度野辺地町鳥獣被害対策実施隊育成事業助成金の交付を受けたいので、令和6年度野辺地町鳥獣被害対策実施隊育成事業助成金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 助成金申請額 _____ 円

【経費の内訳】

狩猟免許申請手数料	円
狩猟免許取得事前講習会受講料	円
狩猟者登録手数料	円
射撃教習資格認定申請手数料	円
火薬類譲受許可申請手数料	円
射撃講習受講料	円
猟銃等取扱講習受講料	円
猟銃所持許可申請手数料	円
その他（ ）	円

2 助成金振込口座

金融機関名	支店名	種別	口座番号（右詰め）					
銀行 信金 農協	本店	普通	口座名義人					
			(フリガナ)					
	支店	当座						
支所								

3 添付書類

- (1) 野辺地町鳥獣被害対策実施隊加入同意書（第2号様式）
- (2) 取得免許・銃所持許可証の写し
- (3) 取得に要した経費の領収書
- (4) 助成金の振込先口座通帳の写し

第2号様式（第5条関係）

令和 年 月 日

野辺地町長 宛

住 所
氏 名

野辺地町鳥獣被害対策実施隊加入同意書

私は、令和6年度野辺地町鳥獣被害対策実施隊育成事業助成金を申請するにあたり、下記の事項に同意します。

記

1. 野辺地町鳥獣被害対策実施隊に加入します。
2. 有害鳥獣被害対策活動に協力します。
3. 5年以上狩猟免許を保持します。
4. 関係法令を遵守し活動します。

第3号様式（第6条関係）

令和 年 月 日
第 号

様

野辺地町長

令和6年度野辺地町鳥獣被害対策実施隊育成事業助成金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった令和6年度野辺地町鳥獣被害対策実施隊育成事業助成金について、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 助成金交付決定額 _____ 円

2 支払予定年月日 令和 年 月 日